

## 薬剤の適正管理に関する啓発活動について

日本獣医麻酔外科学会 麻酔・疼痛管理委員会

獣医師は、獣医師法および獣医療法だけでなく、麻薬及び向精神薬取締法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下 薬機法）、薬剤師法、動物愛護管理法、愛玩動物看護師法、狂犬病予防法、感染症予防法、各種条例等の様々な法規に、遵守しなければなりません。

日本獣医麻酔外科学会 麻酔・疼痛管理委員会では、麻酔・鎮痛関連薬の適正管理の重要性を明確にし、正しく管理できているか、今一度確認していただくために、啓発を目的としたポスターを作成することとし、まず保管方法について取り上げました。麻薬および向精神薬取締法、ならびに薬機法についての取扱者、保管、記録、廃棄、事故報告等について、法令遵守を改めて再確認し、情報をアップデートするために、獣医療で使用頻度の高い薬剤を例に挙げました。以下にポスターの補足説明を記載します。

会員の皆様には、既知ならびにすでに実施されている内容とは思いますが、これを機に法令に則った適正な薬剤管理を再度確認し、さらなる獣医師の社会的地位の向上にご協力ください。

### 麻薬について

例) ケタミン、モルヒネ、フェンタニル。

保管方法は、麻薬・覚醒剤以外の医薬品と区別する。病院等の施設内に、カギをかけた堅固な設備に貯蔵する。法的に堅固な設備とは、容易に移動できない重量金庫やボルト等で固定させたスチール製金庫を示します。

(ポスター中のQRコードリンク先) 病院・診療所における麻薬管理マニュアル

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/dl/mayaku\\_kanri\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/dl/mayaku_kanri_01.pdf)

### 向精神薬について

例) ミダゾラム（第3種）、ブプレノルフィン（第2種）、ペントバルビタール（第2種）。

保管方法は、病院内の施設内で、獣医療従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、カギをかけた設備内に貯蔵する。

ブプレノルフィン、ペントバルビタールは、向精神薬かつ劇薬に該当しており、麻薬及び向精神薬取締法と薬機法の両方の保管条件を満たす必要があります。向精神薬を管理する設備内に保管することに加え、他の向精神薬と区分し保管する必要がある（薬棚内に向精神薬のみの場所、向精神薬かつ劇薬の場所）。

このように法律が重なる薬剤については、「より厳密な保管管理」が優先されます。また、救急カートにおいても、この区分保管が適応されます。

(ポスター中のQRコードリンク先) 病院・診療所における向精神薬取扱いの手引

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/dl/kouseishinyaku\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/dl/kouseishinyaku_01.pdf)

### 劇薬・毒薬について

例) アトロピン、メデトミジン、リドカイン、ブトルファノール、プロポフォール、アルファキサロン、イソフルラン、セボフルラン、カルプロフェン、ロベナコキシブ、(筋弛緩薬)。

保管方法は、専用の薬棚での保管義務はないが、他の医薬品等と区別して保管する必要があります。麻酔関連での毒薬は筋弛緩薬のみで、その頻度が少ないため除外しました。なお、毒薬は施錠の管理が必要です。

(ポスター中の QR コードリンク先) 薬機法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000145>

#### 薬機法 24 条について

医薬品等の販売業の許可を有していない病院間での、全ての医薬品の譲渡・譲受は違反です。但し、同一法人内やその他例外もあるため、原則という文言を加えました。背景には、麻酔関連薬の出荷調整に対して、病院間での医薬品の貸し借りが出来ないということを改めて認識していただく目的に記載しました。

以上。